

令和6年10月9日

福岡市総合図書館運営審議会

会長 矢崎 美香 様

福岡市総合図書館

館長 松崎 ちはる



これからの福岡市総合図書館のあり方(基本的運営方針)について(諮問)

福岡市総合図書館条例第25条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

これからの福岡市総合図書館のあり方(基本的運営方針)について

2 諮問する理由

福岡市総合図書館では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)において策定が努力義務とされる「基本的運営方針」として、「福岡市総合図書館新ビジョン」(以下「現行ビジョン」という。)を平成26年6月に策定し、令和7年度まで現行ビジョンに基づき取組みを進めているところです。

現行ビジョンでは、「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を「基本理念」として掲げ、その実現のために「4つの図書館像」と実現を支える効率的で効果的な図書館運営の方向性を定め、図書館サービスを推進しています。

これまで、早良南図書館の開館、総合図書館及び2つの分館での指定管理者制度の導入、開館時間の見直し、貸出・返却拠点の新設、学校図書館支援センターの開設のほか、電子図書館の開館、「図書館Wi-Fi」の供用開始、デジタル貸出カードのサービス開始など、デジタル化に対応したインフラ整備に努めるとともに、アジア映画の館外上映、展示や各種イベントの開催など様々な市民サービスの充実を図ってきました。

しかしながら、現行ビジョンを策定し10年が経過するなか、デジタル化・オンライン化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の流行など社会を取り巻く環境が大きく変化してきております。少子超高齢社会の中で、そうした変化や新たな課題に対応するため、取組みの方向を改めて整理するとともに、福岡市の図書館がこれまで以上に市民や地域に役立つ図書館となることを目指し、令和8年度からの新しい基本的運営方針を策定したいと考えております。

つきましては、今後の福岡市総合図書館のあり方について、幅広いご意見等をいただき、ご提言を賜りますようお願いするものです。